



株式会社きずなホールディングス

「葬儀再生は、日本再生。」

第5期 定時株主総会 招集ご通知

日時 2022年8月26日(金曜日)午前10時00分より
(受付開始：午前9時30分)

場所 東京都港区芝浦三丁目1番21号 msb Tamachi
田町ステーションタワーS 4F
TKPガーデンシティPREMIUM田町 4B

議案
第1号議案 取締役4名選任の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役(社外取締役を除く。)に対する
譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

目次

第5期定時株主総会招集ご通知	5
株主総会参考書類	11
事業報告	19
連結計算書類等	33
監査報告書	37

〈メモ欄〉

「葬儀再生は、日本再生。」

当社グループの企業理念は「葬儀再生は、日本再生。」であります。

葬儀を通じて改めて人との結びつきに価値を感じて
生きようとする人であふれる世の中の実現を目指し、
家族葬を提供することで人と人との絆をつなげ、
これを以て社会貢献とすることを経営の基本方針としております。

新型コロナウイルス感染拡大防止のための対応について

今般の新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主の皆様におかれましては、極力、スマートフォン、パソコン等又は書面により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。

今後の状況により株主総会の運営につき変更が生ずる場合には、当社ウェブサイト (<https://www.kizuna-hd.co.jp/ir/>) にてお知らせいたします。

ビジネスフィールド

グループ概要

当社グループは、当社及び連結子会社3社（株式会社家族葬のファミリー、株式会社花駒、株式会社備前屋）の計4社で構成され、当社は持株会社であります。

葬儀売上を構成する葬儀施行業、仲介手数料収入を構成するネット集客業、及びその他のサービスを行っております。

きずなホールディングス

(グループ経営戦略の立案・推進・管理)

家族葬のファミリー

(葬儀施行業／ネット集客業)

花駒

(葬儀施行業)

備前屋

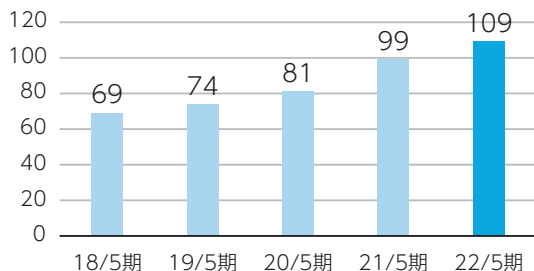
(葬儀施行業)

事業内容

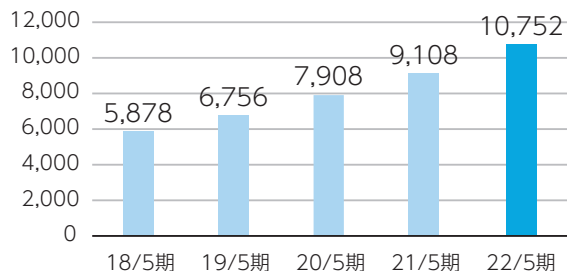
葬儀売上を構成する葬儀施行業の直営ホールは、「家族葬のファミリー」ブランドを中心に「甲家の灯（とむりえのひ）」、「イメージ」、「オブジェ」など、地域特性や顧客認知度を考慮して複数ブランドを展開しております。

直営ホールの出店は、自社出店とM&Aの両面から取り組んでおり、これまで継続的に増加しております。2022年5月期は10ホールの新規出店により期末店舗数は109ホールとなり、年間葬儀件数は10,000件を突破いたしました。

直営ホール数



葬儀件数





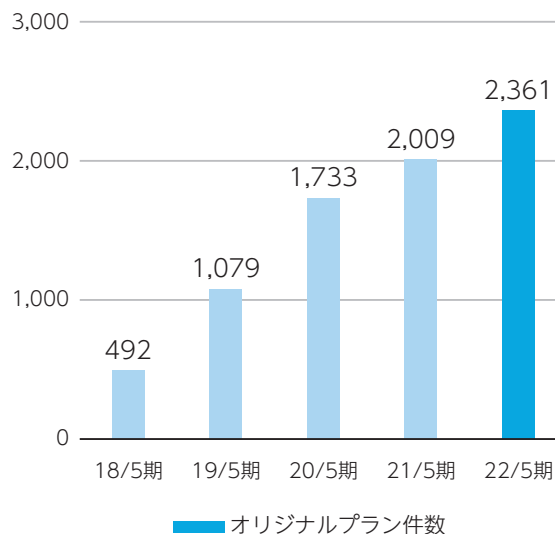
サービスの特徴

当社は「1日1組貸切」の家族葬専用ホールを中心とした店舗展開をしております。これにより、お客様は周囲への気兼ねなく、心ゆくまで故人様とのお別れの時間をお過ごしいただくことができます。

また、「ひとりひとりに合った葬儀の実現」という新しい価値の創造を目指し、2016年より当社独自のオーダーメイド型葬儀「オリジナルプラン」の提供を開始いたしました。お客様から多くのご支持をいただき、2022年5月期のオリジナルプラン件数は2,361件、サービス開始からの累計件数は7,763件となりました。



■ オリジナルプラン件数



招集ご通知

(証券コード7086)

2022年8月10日

株 主 各 位

東京都港区芝四丁目5番10号

株式会社きずなホールディングス

代表取締役社長兼グループCEO 中道 康彰

第5期定時株主総会招集ご通知

拝啓、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社の第5期定時株主総会を下記のとおり開催いたします。

なお、今般の新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主の皆様におかれましては、極力、スマートフォン、パソコン等又は書面（郵送）により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、後記のご案内に従って、2022年8月25日（木曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年8月26日（金曜日）午前10時00分より（受付開始 午前9時30分）

2. 場 所 東京都港区芝浦三丁目1番21号msb Tamachi 田町ステーションタワーS 4F
TKPガーデンシティPREMIUM田町 4 B（末尾の「会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 目的事項 **報告事項** 1. 第5期（2021年6月1日から2022年5月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第5期（2021年6月1日から2022年5月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 取締役4名選任の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

4. 議決権の行使についてのご案内

1. スマートフォン、パソコン等による議決権行使の場合
後記（9～10ページ）をご高覧の上、2022年8月25日（木曜日）午後5時までに行使してください。
2. 書面（郵送）による議決権行使の場合
同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年8月25日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。なお、各議案について賛否の表示がない議決権行使書が提出された場合は、「賛成」の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。
3. 複数回議決権を行使された場合、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。なお、スマートフォン、パソコン等による議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、スマートフォン、パソコン等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

5. その他株主総会招集に関する事項

法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項については、事業報告、連結計算書類及び計算書類の記載に代えてインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.kizuna-hd.co.jp/ir/meeting>) に掲載しております。

- ・ 会社の新株予約権に関する事項
- ・ 会計監査人に関する事項
- ・ 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要に関する事項
- ・ 剰余金の配当等の決定に関する方針
- ・ 連結持分変動計算書
- ・ 連結注記表
- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ 個別注記表

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 監査役が監査した事業報告、会計監査人及び監査役が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知に記載の各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載の上記事項とで構成されています。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.kizuna-hd.co.jp/ir/meeting>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染防止への対応について

新型コロナウイルスによる感染防止に向けた当社の対応について、以下の通りご案内いたしますとともに、株主の皆様のご理解ならびにご協力をお願い申し上げます。

当社の対応について

株主総会の運営スタッフは、マスク着用で対応をさせていただきます。

受付付近に手指消毒液を設置いたします。

受付にて体温を測定させていただきます。

株主様へのお願い

感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数を30席とさせていただきます。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

また、2022年5月期の決算説明及び中期経営計画の説明動画を当社ウェブサイト (<https://www.kizuna-hd.co.jp/ir/presentations/>) においてご覧いただけますことをご案内いたします。

株主総会の議決権行使は、スマートフォン、パソコン等又は書面（郵送）による方法もございますので、可能な限りそちらのご利用をお願いいたします。

万一来場される場合の、株主様へのお願い

ご来場の株主様におかれましては、ご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただきますようお願い申し上げます。

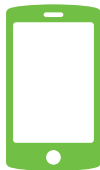
受付での体温測定の結果、37.5度以上の熱がおありの株主様は、入場をお断りさせていただきますので、予めご了承のほどお願い申し上げます。

なお、体温が37.5度未満の場合であっても体調不良とお見受けした方には、運営スタッフがお声掛けをさせていただきますことがございますので、ご了承ください。

何卒ご理解ならびにご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。なお、今後の状況変化によっては上記の内容を変更いたしますので、適宜ご確認をいただければ幸いに存じます。

議決権行使についてのご案内

TYPE 1. ご自宅等にて行使される株主様（推奨）



スマートフォンで議決権を行使される場合

後記9ページをご高覧のうえ、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

行使期限

2022年8月25日（木曜日）午後5時まで



パソコン等で議決権を行使される場合

後記10ページをご高覧のうえ、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

行使期限

2022年8月25日（木曜日）午後5時まで



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2022年8月25日（木曜日）午後5時到着分まで

TYPE 2. 総会会場にて行使される株主様



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）

日時

2022年8月26日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）

場所

TKPガーデンシティPREMIUM田町 4 B

東京都港区芝浦三丁目1番21号 msb Tamachi 田町ステーションタワーS 4F
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

スマートフォン、パソコン等による議決権行使のご案内

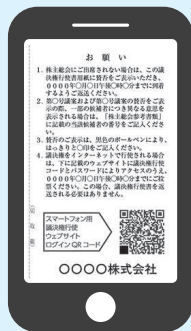
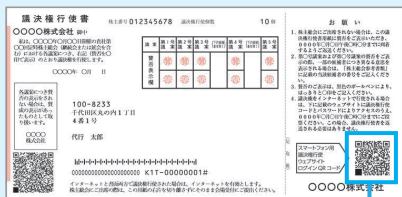
議決権行使期限 **2022年8月25日** (木曜日) 午後**5**時まで

スマートフォンによる行使方法

「スマート行使」により、「議決権行使コード」及び「パスワード」の入力が不要となります。

1 「スマート行使」へアクセスする
同封の議決権行使書用紙に記載されたQRコードを読み取る

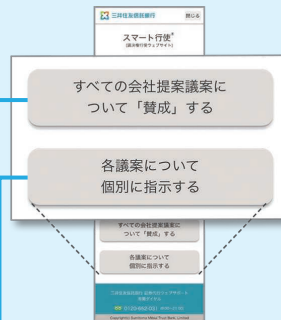
※ QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。



2 議案の賛否を選ぶ
画面の案内に従って議案の賛否を選択

A 会社提案に「賛成」する

B 議案詳細を確認したうえで、個別の候補者の賛否を判断する



画面の案内に従って行使完了です。



「スマート行使」による議決権行使は1回に限り可能です。

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、次ページ「パソコン等による行使方法」より行使をお願いいたします。再度QRコードを読み取っていただくと、議決権行使ウェブサイトへアクセスできます。

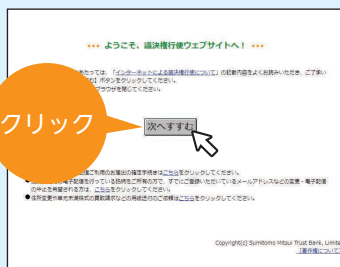
パソコン等による行使方法

「議決権行使コード」及び「パスワード」の入力により、ウェブサイトへログインします。

1 議決権行使ウェブサイト にアクセスする

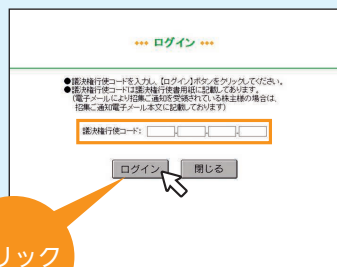
<https://www.web54.net/>

「次へすすむ」をクリック



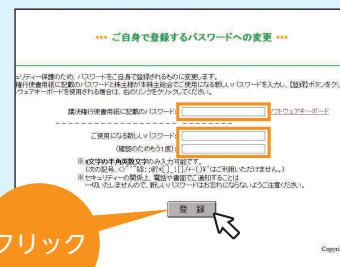
2 ログインする

お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック



3 パスワードを 入力する

お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」と実際にご使用になる新しいパスワードを入力し、「登録」をクリック



以降は画面の指示に従って議案に対する賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイトのご利用に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行株式会社
証券代行ウェブサポート専用ダイヤル

 0120-652-031 (午前9時～午後9時)

第1号議案 取締役4名選任の件

本定時総会終結の時をもって取締役の全員（5名）は任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号		氏名	当社における地位	取締役会への出席状況
1	再任	なかみち やすあき 中道 康彰	代表取締役社長 兼グループCEO	100% (20回/20回)
2	再任	せきもと あきお 関本 彰大	取締役兼 CFO	100% (20回/20回)
3	再任	おかざき ひとみ 岡崎 仁美	取締役兼 CSO	100% (20回/20回)
4	再任 社外 独立役員	まつもと だいすけ 松本 大輔	取締役	100% (20回/20回)

1. なかみち やすあき 中道 康彰 (1967年2月2日生)

再任



所有する当社株式の数

一株

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

- 1990年 4月 (株)リクルート（現(株)リクルートホールディングス）入社
- 2010年 4月 (株)リクルートメディアコミュニケーションズ 代表取締役社長
- 2012年10月 (株)リクルートコミュニケーションズ 代表取締役社長
- 2013年 4月 (株)ジョブダイレクト 取締役
- 2016年 7月 (株)エポック・ジャパン（現(株)家族葬のファミリーユ）取締役COO
- 2016年 9月 同社 取締役副社長
- 2017年 6月 同社 代表取締役社長（現任）
- 2017年 6月 当社 代表取締役社長
- 2018年 4月 (株)花駒 代表取締役会長
- 2018年11月 当社 代表取締役社長兼グループCEO（最高経営責任者）（現任）
- 2020年 8月 (株)花駒 取締役会長（現任）
- 2021年 3月 (株)備前屋 代表取締役会長（現任）

2. せきもと あきお 関本 彰大 (1964年9月6日生)

再任



所有する当社株式の数

一株

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

- 1990年10月 青山監査法人プライスウォーターハウス 入所
- 1999年10月 (株)インプレスホールディングス 入社
- 2003年 6月 同社 取締役CFO
- 2007年 7月 同社 代表取締役CFO
- 2007年 9月 同社 代表取締役社長
- 2017年10月 (株)エポック・ジャパン（現(株)家族葬のファミリーユ）取締役（現任）
- 2017年12月 当社 取締役
- 2018年 4月 (株)花駒 取締役
- 2018年11月 当社 取締役兼CFO（最高財務責任者）（現任）

3. おかざき ひとみ
岡崎 仁美 (戸籍名：田中 ^{たなか} 仁美) (1971年1月30日生)

再任



略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

- 1993年 4月 (株)リクルート（現(株)リクルートホールディングス）入社
- 2013年 4月 (株)リクルートキャリア 新卒事業本部事業企画部長
- 2018年 4月 (株)ベクトル入社 経営戦略本部長兼人財開発本部長
- 2018年 7月 (株)スマートメディア 取締役
- 2018年 7月 (株)あしたのチーム 取締役
- 2019年 3月 当社 取締役兼CSO（最高戦略責任者）（現任）
- 2019年 3月 (株)家族葬のファミリーユ 取締役（現任）

所有する当社株式の数

一株

4. まつもと だいすけ
松本 大輔 (1974年3月4日生)

再任 社外 独立役員



略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

- 1997年 4月 マッキンゼーアンドカンパニー インクジャパン入社
- 2005年 7月 同アソシエート・プリンシパル
- 2007年10月 ブーズ・アンド・カンパニー(株)
シニアエグゼクティブ・アドバイザー
- 2009年10月 ルートエフ・パートナーズ(株)設立 代表取締役（現任）
- 2017年 7月 (株)メガネスーパー 取締役（現任）
- 2017年 8月 金融庁金融研究センター 特別研究員
- 2017年11月 (株)ビジョナリーホールディングス 取締役（現任）
- 2019年 7月 当社 取締役（現任）

所有する当社株式の数

一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 松本大輔氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は松本大輔氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、本議案において同氏の選任が承認可決された場合には、同氏は引き続き独立役員となる予定であります。
3. 松本大輔氏の社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって3年1か月となります。
4. 松本大輔氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割は、複数の事業法人の取締役を歴任する等の豊富な経験・実績、見識を当社の経営体制に活かしていただけることとあります。
5. 松本大輔氏と当社は、会社法第427条第1項及び当社定款第29条第2項に基づき、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。本議案において同氏の選任が承認可決された場合は上記責任限定契約を継続予定であります。
6. 各候補者と当社は、会社法第430条の3第1項に基づく役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるマネジメント賠償責任及び雇用慣行賠償責任に関わる損害を当該保険契約により補填することとしております。本議案において選任が承認可決された場合は、候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに定める改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款変更のご承認をお願いするものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。

2. 変更の内容

（下線は変更部分を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>（新設）</p>	<p>（削除）</p> <p><u>（電子提供措置等）</u> 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p><u>(附則)</u></p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p><u>第1条 変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更後定款第15条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</u></p> <p><u>3 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案

取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2020年8月28日開催の第3期定時株主総会において、年額300百万円以内（うち社外取締役の報酬額は年額50百万円以内）とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠にて、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額30百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。ただし、社外取締役に対しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものといたします。

なお、現在の取締役（社外取締役を除く）は3名であり、第1号議案「取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決された場合も取締役（社外取締役を除く）は3名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年15,500株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。なお、当社は2022年7月15日開催の取締役会において、2022年8月31日を基準日、2022年9月1日を効力発生日として、当社普通株式について1株につき2株の割合で分割する株式分割を行うことを決議しており、これにより、当該総数は年31,000株以内に調整される予定であります。なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分される当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

【本割当契約の内容の概要】

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より当社及び当社子会社の取締役を退任した直後の時点までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 退任時の取扱い

対象取締役が当社の取締役会が予め定める期間（以下「役務提供期間」という。）の満了前に当社及び当社子会社の取締役を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社又は当社子会社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、①当該対象取締役が正当な理由により、役務提供期間が満了する前に当社及び当社子会社の取締役を退任した場合、又は、②当該対象取締役が役務提供期間の満了後においても、譲渡制限期間の満了前に正当な理由以外の理由により、当社及び当社子会社の取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、前連結会計年度より引き続き新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の影響が継続しております。加えて、原材料価格高騰の影響も大きく広がっており、景気の先行きについては依然不透明な状況が続いております。

葬儀業界におきましては、高齢者人口の増加に伴って潜在需要を示す死亡者人口が2040年まで年々増加すると推計されており、今後の葬儀件数増大が見込まれていますが、一方で核家族化の進展等により簡素な葬儀の需要が高まるなど葬儀単価は中長期的に低下傾向にあります。COVID-19を契機として葬儀の小規模化の流れは一気に加速し、従来的一般葬から家族葬へのシフト、更には直葬や火葬式といったより簡素な葬儀の比率が増加し、業界全体で葬儀単価は大きく下落しております。

かかる事業環境の構造的な変化の中でも当社グループは、従前から不特定多数の参列者との接触を最小限にとどめる「一日一組」の「家族葬」を提供するなど、社会の変容に合致した形態のサービスを提供することで生活者の変容する葬儀需要に着実に対応してまいりました。

当連結会計年度は、積極出店方針を継続し10ホールの新規出店を行い、グループ直営ホール数は109店舗となりました。COVID-19による影響長期化を受け、葬儀単価は前期比17千円減の801千円となりましたが、新規出店や既存店の伸びにより、葬儀件数は前期比1,644件増加の10,752件と大きく増加いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上収益9,270百万円 (前期比1,239百万円増)、営業利益1,072百万円 (前期比338百万円増)、税引前当期利益897百万円 (前期比332百万円増)、当期利益及び、親会社の所有者に帰属する当期利益はいずれも598百万円 (前期比239百万円増) となり、売上収益、利益ともに過去最高を更新いたしました。

なお、各拠点別の葬儀取扱件数、及び葬儀件数の内数であるオリジナルプラン葬儀件数は、下記のとおりとなります。

【葬儀取扱の状況】

区分	会社	拠点	展開都道府県	取扱件数		
				2021年5月期	2022年5月期	増減
葬儀施行業 (葬儀件数)	(株)家族葬の ファミリーユ	北海道支社	北海道	1,312	1,492	180
		千葉支社	千葉県	1,525	1,733	208
		愛知支社	愛知県	1,022	1,276	254
		熊本支社	熊本県	1,120	1,335	215
		宮崎支社	宮崎県	1,756	1,886	130
		都市総合支社	埼玉県 東京都 神奈川県	1,451	1,458	7
	(株)花駒	—	京都府 奈良県	831	1,001	170
	(株)備前屋	—	岡山県	91	571	480
		小計		9,108	10,752	1,644
	ネット集客業 (仲介件数)	(株)家族葬の ファミリーユ	都市総合支社	27道府県	1,170	1,167
	合計		10,278	11,919	1,641	

【オリジナルプランの状況】

	2021年5月期	2022年5月期	増減
オリジナルプラン葬儀件数 (件)	2,009	2,361	352
葬儀件数に占めるオリジナル プラン葬儀件数の割合 (%)	22.1	22.0	△0.1

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において、以下の設備投資を実施しております。

設備投資内容	設備投資額（百万円）
ホール新設等	728
その他（社内システム機能追加等）	42
合 計	770

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度は、新規出店を目的として、長期借入金591百万円を調達いたしました。

(4) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(5) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、日本の人口動態に密接に関係しております。日本の人口は戦後一貫して増加を続け、2008年の1億2,808万人をピークに減少に転じましたが、高齢化の進展に伴い死亡数は増加を続けております。2040年までは死亡数の増加が継続する見通しであり、葬儀の需要も拡大を続けると予想されま

日本における死亡数の推移と予測

	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
死亡数 (単位：千人)	1,084	1,197	1,290	1,373	1,522	1,603	1,659	1,679

(注) 厚生労働省「人口動態統計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」より

そのような環境の中、当社グループが2つのビジネスモデル（葬儀施行業、ネット集客業）を構築するに至った背景は、①会葬者数の減少、②不透明な業界慣行、③儀礼儀式に止まった葬儀、④零細事業者が多い葬儀業界構造、の4つの事業環境に対応する必要性を認識したためであります。

それぞれの事業環境への対応策は以下のとおりであります。

①会葬者数の減少

少子高齢化の進展や地域コミュニティの関係性の希薄化に伴い、葬儀における会葬者数は減少の一途を辿っています。その中で、従来のように百名を超える会葬者を想定した大ホールにて少人数の葬儀を行うことは「寂しい葬儀」という芳しくない印象を与えて故人や喪主の尊厳を損ないかねません。また、投資効率の観点からみても、大規模ホールは投資回収が長期間にわたり維持費が高額になる等、投資効率が悪く大きなリスクが内在します。そこで当社グループは、葬儀施行業において「家族葬」という葬儀カテゴリーに注力し、「一日一組」限定で葬儀を行うことで顧客満足度を高めるとともに、会葬者数の変化に対応した小規模ホールを展開することで投資効率を高める直営モデルを中心に推進しております。

②不透明な業界慣行

生活者が葬儀内容や価格に詳しくないという状況の中で、不要なアイテムや高価格のアイテムを売り込むといった従来の葬儀業界の悪しき慣習が一部に残っております。このような状況を打破し、生活者の支持を得る必要があると考えた当社グループでは、アイテム選択の煩わしさと価格の不透明さからお客様を解放するためのシンプルで明瞭な葬儀プランを提供することで、お客様の納得感を高めております。

③儀礼儀式に止まった葬儀

従来の葬儀は儀礼儀式を滞りなく行うことのみに重きが置かれていました。しかし、葬儀は本来、故人を心を込めてお見送りし、残されたご家族が「家族のきずな」を再確認する機会であるべきだと考えております。このような儀礼儀式に止まっている従来の葬儀からの脱却の必要性を当社グループは認識し、徹底的にお客様のお気持ちに耳を傾け、ご家族の故人に対する弔いの心情を理解し、お客様ごとに異なるそれらの想いを葬儀に表現する「オリジナルプラン」というサービスを開発するなど、従来の葬儀に囚われない新たな葬儀サービスの提案を行っております。

④零細事業者が多い葬儀業界構造

葬儀は地域密着ビジネスであり、多くの葬儀社が地場特定エリアのみで事業を展開し、その大部分が中小零細事業者です。一方、顧客ニーズの多様化があらゆる業界で起こり、またインターネットの普及により情報が拡散するようになった環境において、IT業界をはじめとした他業種からの参入も進んでおります。かかる状況下において、葬儀業界も、これまでのような地域に閉ざされた営業範囲のみで経営ができる時代ではなくなってきていると考えております。当社グループは、このような構造変化を成長の機会と捉えており、M&Aを活用して零細事業者を事業承継していくことで、直営ホールエリアの全国展開を推進してまいります。

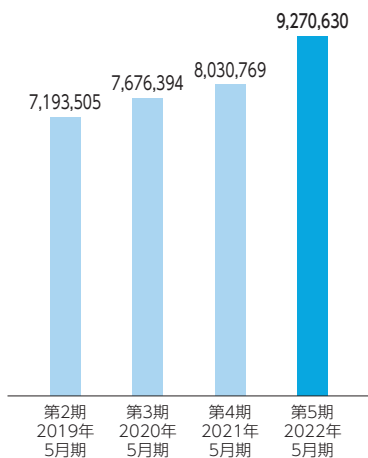
(6) 財産及び損益の状況

区 分	第 2 期	第 3 期	第 4 期	第 5 期
	2019年 5 月期	2020年 5 月期	2021年 5 月期	2022年 5 月期
売上収益 (千円)	7,193,505	7,676,394	8,030,769	9,270,630
営業利益 (千円)	813,188	488,675	733,359	1,072,260
税引前当期利益 (千円)	616,237	333,574	565,030	897,294
親会社の所有者に帰属する当期利益 (千円)	406,446	210,426	359,368	598,778
基本的 1 株当たり当期利益 (円)	119.75	61.78	104.34	173.85
資本合計 (千円)	3,268,689	3,587,110	3,947,480	4,547,109
1 株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	963.01	1,041.48	1,146.13	1,320.26
資産合計 (千円)	16,677,503	17,540,549	20,883,948	23,273,412

(注) 連結計算書類は国際会計基準 (IFRS) に基づいて作成しております。

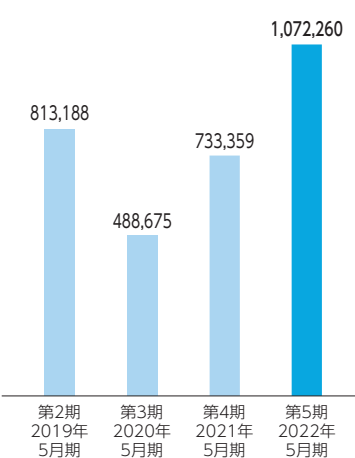
売上収益

(単位：千円)



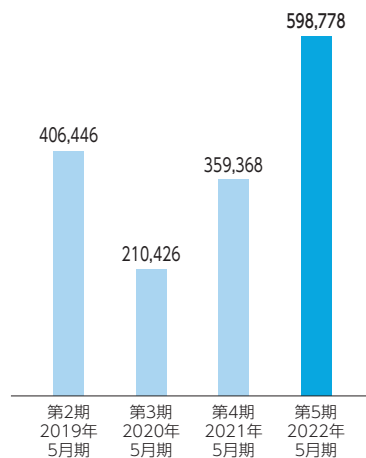
営業利益

(単位：千円)



親会社の所有者に帰属する当期利益

(単位：千円)



(7) 重要な親会社及び子会社の状況

①重要な親会社に関する事項

該当事項はありません。

(注) Advantage Partners(H.K.) Limitedは国際会計基準 (IFRS) における最終支配当事者であります。が、会社法第2条第4号に定める親会社には該当しないため、記載しておりません。

②重要な子会社に関する事項

会社名	所在地	資本金	当社持株比率	事業内容
(株)家族葬のファミリーユ	東京都港区	100百万円	100%	葬祭業
(株)花駒	京都府相楽郡精華町	10百万円	100%	葬祭業
(株)備前屋	岡山県瀬戸内市	4百万円	100%	葬祭業

③特定完全子会社に関する事項

(i) 特定完全子会社の名称及び住所

名称 (株)家族葬のファミリーユ

住所 東京都港区芝四丁目5番10号

(ii) 当社及び完全子会社における特定完全子会社の株式の当事業年度の末日における帳簿価額の合計額
2,258百万円

(iii) 当社の当事業年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額
7,364百万円

(8) 主要な事業内容 (2022年5月31日現在)

当社グループは、当社と連結子会社3社で構成されております。

当社は持株会社として、当社グループの経営管理及び連結子会社の経営指導業務を主な事業としており、連結子会社の(株)家族葬のファミリーユ、(株)花駒及び(株)備前屋は、葬儀サービスの提供を主な事業としております。

(9) 主要な営業所 (2022年5月31日現在)

① 本社及び支社

会社	名称	所在地
当社	本社	東京都港区
	本社	同上
	都市総合支社	同上
(株)家族葬のファミリー	北海道支社	北海道札幌市手稲区
	千葉支社	千葉県鎌ヶ谷市
	愛知支社	愛知県刈谷市
	熊本支社	熊本県熊本市東区
	宮崎支社	宮崎県宮崎市
(株)花駒	本社	京都府相楽郡精華町
(株)備前屋	本社	岡山県瀬戸内市

② 葬儀ホール

会社	都道府県	ホール数
(株)家族葬のファミリー	北海道	18
	千葉県	19
	神奈川県	1
	愛知県	15
	熊本県	18
	宮崎県	27
(株)花駒	京都府	6
	奈良県	1
(株)備前屋	岡山県	4
ホール数 合計		109

(10) 使用人の状況

①企業集団の使用人の状況（2022年5月31日現在）

使用人数	前連結会計年度末比増減
266名	30名増

(注) 使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パート、アルバイト、契約社員、派遣社員を含む。）は含めておりません。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
41名	6名増	41.8歳	1.9年

(注) 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パート、アルバイト、契約社員、派遣社員を含む。）は含めておりません。

(11) 主要な借入先の状況（2022年5月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	1,840百万円
株式会社りそな銀行	1,132百万円
株式会社三井住友銀行	1,120百万円

(注) 株式会社みずほ銀行、株式会社りそな銀行及び株式会社三井住友銀行の借入金残高には、株式会社みずほ銀行を幹事とするシンジケートローンの残高2,950百万円が含まれております。

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項（2022年5月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数…………… 13,576,940株
 (2) 発行済株式の総数…………… 3,444,235株
 (3) 株主数…………… 2,138名
 (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
投資事業有限責任組合アドバンテッジパートナーズV号 無限責任組合員株式会社AP V GP	1,135,595株	32.97%
AP CAYMAN PARTNERS III, L.P.	388,268株	11.27%
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN(CASHPB)	144,700株	4.20%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	121,600株	3.53%
JAPAN FUND V, L.P.	100,203株	2.90%
株式会社SBI証券	99,028株	2.87%
田中 幸夫	92,700株	2.69%
MSIP CLIENT SECURITIES	83,500株	2.42%
株式会社博全社	43,600株	1.26%
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS M LSCB RD	42,616株	1.23%

(注) 持株比率は自己株式（123株）を控除して算出しております。

(5) 当該事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2022年5月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長兼 グループCEO	中道 康彰	(株)家族葬のファミリー 代表取締役社長 (株)花駒 取締役会長 (株)備前屋 代表取締役会長
取締役兼CFO	関本 彰大	(株)家族葬のファミリー 取締役
取締役兼CSO	岡崎 仁美	(株)家族葬のファミリー 取締役
取締役	松本 大輔	ルートエフ・パートナーズ(株) 代表取締役 (株)メガネスーパー 取締役 (株)ビジョナリーホールディングス 取締役
取締役	三木 聖司	(株)アドバンテッジパートナーズ ディレクター (株)カジ・コーポレーション 取締役 (株)家族葬のファミリー 取締役 一風騎士(株) 取締役 (株)銀蔵 取締役
常勤監査役	青木 実	(株)家族葬のファミリー 常勤監査役 アライアンス・バーンスタイン(株) 社外監査役 (株)花駒 監査役 (株)備前屋 監査役
監査役	柏原 智行	石井法律事務所 弁護士
監査役	寺田 芳彦	トラスティーズ・寺田松崎会計事務所 代表 トラスティーズ・アドバイザリー(株) 代表取締役 トラスティーズ・コンサルティング有限責任事業組合 職務執行者

- (注) 1. 取締役松本大輔、三木聖司の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役青木実、柏原智行、寺田芳彦の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 監査役柏原智行氏は弁護士としてコーポレート・ガバナンスに関する相当程度の知見を有しており、監査役寺田芳彦氏は公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 当社は取締役松本大輔、監査役青木実、柏原智行、寺田芳彦の4氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

取締役松本大輔、三木聖司の両氏、ならびに監査役青木実、柏原智行、寺田芳彦の3氏と当社は、会社法第427条第1項及び当社定款第29条第2項ならびに同第37条第2項に基づき、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 補償契約に関する事項

該当事項はありません。

(4) 会社の役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるマネジメント賠償責任及び雇用慣行賠償責任に関わる損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社及び子会社の取締役、当社監査役及び当社管理職の従業員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

ただし、犯罪行為や故意の法令違反行為などに起因する損害等は填補の対象外とすることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

(5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を以下のとおり定めております。

- ・企業理念を実践する優秀な人材を取締役として採用できるよう、一定の採用競争力が担保された報酬とする。
- ・持続的な企業価値の向上を動機づける報酬体系とする。
- ・株主をはじめとするステークホルダーに対して透明性、公正性及び合理性の高い報酬体系とする。
- ・取締役報酬は、固定報酬、業績連動報酬及び非金銭報酬で構成される。
- ・固定報酬は、役位及び在任年数に配慮するとともに、その水準は、入手可能な客観的データを参照するなどして、期待される業績に見合った水準を設定する。
- ・業績連動報酬は、業績指標として日本基準の連結EBITDA実績の対予算達成率を採用し、当該指標に連動させて決定する。
- ・非金銭報酬は、中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上に対するインセンティブを付与するため、譲渡制限付株式を付与する場合がある。
- ・取締役報酬の内訳は、そのバランスに配慮するとともに、その水準は、入手可能な客観的データを参照するなどして、期待される業績に見合った水準を設定する。

- ・取締役の個人別の報酬の決定は、任期ごとに報酬委員会で審議されたうえで、取締役会から一任された代表取締役社長兼グループCEOが、報酬委員会の答申に基づき決定する。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2020年8月28日開催の第3期定時株主総会において年額300百万円以内（うち、社外取締役年額50百万円以内）と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち、社外取締役は2名）です。

監査役の金銭報酬の額は、2019年8月26日開催の第2期定時株主総会において年額50百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長兼グループCEO中道康彰が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び業績報酬の額の決定であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定するには代表取締役が最も適しているためです。

取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう任意の報酬委員会を設置し、その答申に基づき報酬等の具体的内容を決定することとしている等の措置を講じており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④取締役及び監査役の報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 人数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	119,999 (6,000)	93,000 (6,000)	26,999 (-)	- (-)	4名 (1名)
監査役 (うち社外監査役)	15,600 (15,600)	15,600 (15,600)	- (-)	- (-)	3名 (3名)
合計	135,599 (21,600)	108,600 (21,600)	26,999 (-)	- (-)	7名 (4名)

- (注) 1. 三木聖司氏は無報酬であるため記載しておりません。
2. 業績連動報酬は、取締役の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることにより、企業価値の持続的向上を図るため、取締役に対して支給しております。業績連動報酬の額の算定方法は、日本基準の連結EBITDAの達成率に応じて所定の係数を乗じて算出される額を支給することとしております。当社は、連結キャッシュフローの最大化を重要な業績目標としており、連結キャッシュフローに近似した日本基準の連結EBITDAを重要な業績管理の指標としております。なお、当期におきましては、所定の達成率を達成いたしましたので、業績連動報酬を支給いたしております。

(6) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地位	氏名	重要な兼職の状況	兼職先と当社との関係
取締役	松本 大輔	ルートエフ・パートナーズ(株) 代表取締役 (株)メガネスーパー 取締役 (株)ビジョナリーホールディングス 取締役	いずれも重要な取引その他の関係はありません。
取締役	三木 聖司	(株)アドバンテッジパートナーズ ディレクター (株)家族葬のファミリー 取締役 (株)カジ・コーポレーション取締役 一風騎士(株) 取締役 (株)銀蔵 取締役	当社の株主である各ファンドにサービスを提供しております。 当社の完全子会社であります。 いずれも重要な取引その他の関係はありません。
常勤監査役	青木 実	(株)家族葬のファミリー 常勤監査役 アライアンス・バーンスタイン(株) 社外監査役 (株)花駒 監査役 (株)備前屋 監査役	当社の完全子会社であります。 重要な取引その他の関係はありません。 いずれも当社の完全子会社であります。
監査役	柏原 智行	石井法律事務所 弁護士	当社の顧問弁護士事務所であります。
監査役	寺田 芳彦	トラスティーズ・寺田松崎会計事務所 代表 トラスティーズ・アドバイザー(株) 代表取締役 トラスティーズ・コンサルティング 有限責任事業組合 職務執行者	いずれも重要な取引その他の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	松本 大輔	当事業年度に開催された取締役会20回のすべてに出席し、経営者としての知識と経験に基づき議案審議等に必要な発言を適宜行っており、経営に対する的確な助言等社外役員として期待される役割を果たしております。
取締役	三木 聖司	当事業年度に開催された取締役会20回のすべてに出席し、複数の事業法人の監査役経験と知識に基づき議案審議等に必要な発言を適宜行っており、経営に対する的確な助言等社外役員として期待される役割を果たしております。
常勤監査役	青木 実	当事業年度に開催された取締役会20回のすべて、監査役会15回のすべてに出席し、主に上場企業の監査役としての知識や経験に基づき適宜発言を行っており、業務執行に対する監督等社外役員として期待される役割を果たしております。
監査役	柏原 智行	当事業年度に開催された取締役会20回のすべて、監査役会15回のすべてに出席し、主に弁護士としての知識や経験に基づき適宜発言を行っており、業務執行に対する監督等社外役員として期待される役割を果たしております。
監査役	寺田 芳彦	当事業年度に開催された取締役会20回のすべて、監査役会15回のすべてに出席し、主に公認会計士ならびに税理士としての知識や経験に基づき適宜発言を行っており、業務執行に対する監督等社外役員として期待される役割を果たしております。

連結計算書類

連結財政状態計算書 (2022年5月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	
現金及び現金同等物	1,362,511
営業債権及びその他の債権	236,029
棚卸資産	37,849
その他の流動資産	39,494
流動資産合計	1,675,885
非流動資産	
有形固定資産	4,466,137
使用权資産	12,485,018
のれん	3,625,667
無形資産	112,281
その他の金融資産	506,950
繰延税金資産	338,209
その他の非流動資産	63,262
非流動資産合計	21,597,527
資産合計	23,273,412

科目	金額
負債の部	
流動負債	
営業債務及びその他の債務	511,056
借入金	800,433
リース負債	925,066
未払法人所得税	217,273
その他の流動負債	589,461
流動負債合計	3,043,291
非流動負債	
借入金	3,748,432
リース負債	11,563,998
その他の金融負債	5,950
引当金	364,631
非流動負債合計	15,683,011
負債合計	18,726,303
資本の部	
資本	
資本金	153,360
資本剰余金	2,579,379
利益剰余金	1,786,368
自己株式	△234
その他の資本の構成要素	28,235
親会社の所有者に帰属する持分合計	4,547,109
資本合計	4,547,109
負債・資本合計	23,273,412

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2021年6月1日から2022年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上収益	9,270,630
売上原価	△5,625,469
売上総利益	3,645,160
販売費及び一般管理費	△2,557,950
その他の収益	5,137
その他の費用	△20,086
営業利益	1,072,260
金融収益	888
金融費用	△175,854
税引前当期利益	897,294
法人所得税費用	△298,515
当期利益	598,778
当期利益の帰属	
親会社の所有者	598,778
当期利益	598,778

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2022年5月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	691,182	流動負債	1,025,361
現金及び預金	156,957	1年内返済予定の長期借入金	765,984
売掛金	72,286	未払金	88,814
前払費用	9,752	未払費用	28,787
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	450,000	未払法人税等	64,873
その他	2,185	賞与引当金	37,598
固定資産	6,673,199	その他	39,303
有形固定資産	203	固定負債	3,481,534
工具、器具及び備品	203	長期借入金	3,481,534
無形固定資産	18,652	負債合計	4,506,895
ソフトウェア	18,652	純資産の部	
投資その他の資産	6,654,343	株主資本	2,848,000
関係会社長期貸付金	3,680,000	資本金	153,360
関係会社株式	2,951,219	資本剰余金	2,579,379
繰延税金資産	23,073	資本準備金	153,360
敷金及び保証金	50	その他資本剰余金	2,426,019
		利益剰余金	115,495
		その他利益剰余金	115,495
		繰越利益剰余金	115,495
		自己株式	△234
		新株予約権	9,485
資産合計	7,364,381	純資産合計	2,857,486
		負債純資産合計	7,364,381

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2021年6月1日から2022年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
営業収益		1,290,177
営業費用		1,153,127
営業利益		137,049
営業外収益		
受取利息	38,078	
雑収入	236	38,315
営業外費用		
融資手数料	1,135	
支払利息	33,632	
雑損失	2,221	36,989
経常利益		138,374
税引前当期純利益		138,374
法人税、住民税及び事業税	56,378	
法人税等調整額	△10,551	45,827
当期純利益		92,547

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2022年7月22日

株式会社さきずなホールディングス
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中野 秀俊 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 篠塚 伸一 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社さきずなホールディングスの2021年6月1日から2022年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社さきずなホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2022年7月22日

株式会社きずなホールディングス
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中野 秀俊 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 篠塚 伸一 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社きずなホールディングスの2021年6月1日から2022年5月31日までの第5期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2021年6月1日から2022年5月31日までの第5期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員及び内部監査部門その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査役が子会社の監査役を兼務しており、取締役会等を通じて子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人、太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人、太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年7月25日

株式会社きずなホールディングス	監査役会
常勤監査役（社外監査役） 青木 実 ㊟	
監査役（社外監査役） 柏原 智行 ㊟	
監査役（社外監査役） 寺田 芳彦 ㊟	

以上

<メ モ 欄>

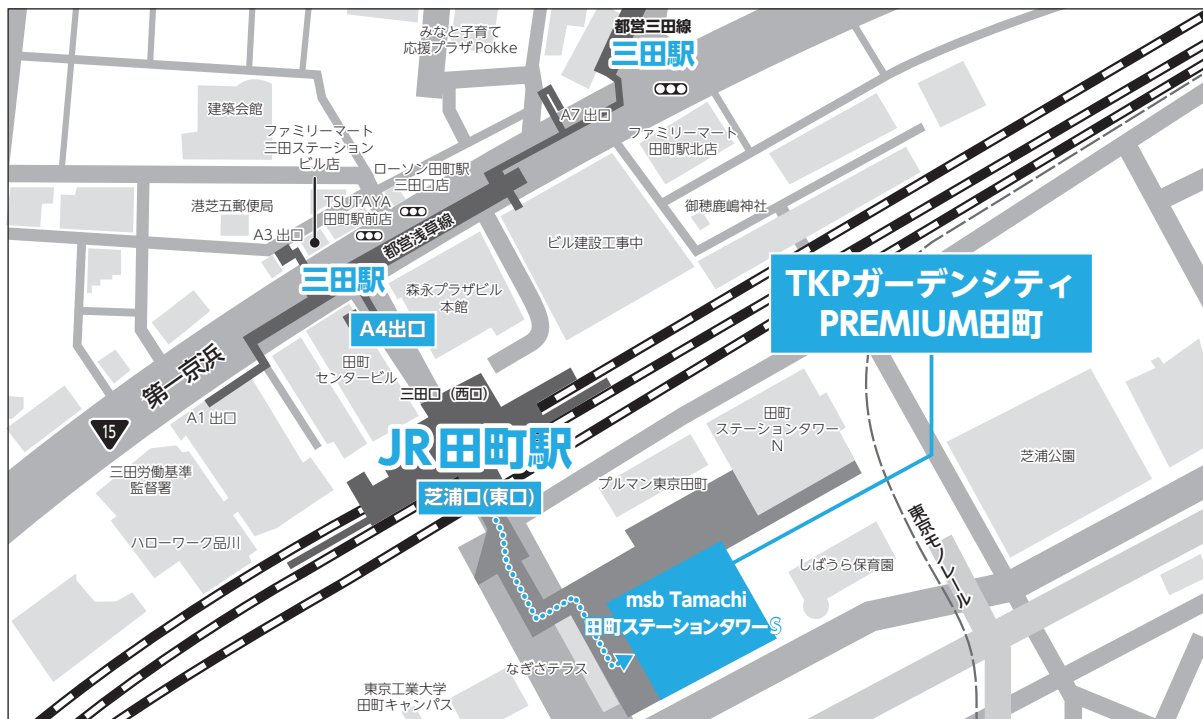
株主総会会場ご案内図

会 場

東京都港区芝浦三丁目1番21号
msb Tamachi 田町ステーションタワーS 4 F
TKPガーデンシティPREMIUM田町 4 B
電話：03-5427-6432（当社代表）

交通のご案内

- ・京浜東北線／山手線 JR田町駅 東口（徒歩1分）
- ・都営浅草線／都営三田線 都営地下鉄 三田駅 A4出口（徒歩3分）



- JR田町駅改札フロアより、ペデストリアンデッキ（歩行者用通路）がビルまでつながっております。
- 駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主の皆様におかれましては、極力、スマートフォン、パソコン等又は書面（郵送）により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。